

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する港湾施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、乙に損害賠償金30,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年7月15日

(2) 事故発生場所

鳥取港第一防波堤東端 灯浮標付近

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、和解の相手方乙が所有する船舶で鳥取港付近を航行中、消灯した灯浮標と接触し、同船舶が破損したものである。